

和泉市議会議員の政治倫理に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、和泉市議会議員の政治倫理に関する条例（平成21年和泉市条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調査請求)

第2条 条例第4条第1項の規定による調査の請求（以下「調査請求」という。）は、調査請求書（様式第1号）を提出して行うものとする。

2 調査請求をしようとする市民又は議員の代表者は、前項の調査請求書に署名（視覚障害者が点字により自己の氏名を記載することを含む。以下同じ。）及び押印をしなければならない。この場合において、調査請求書にする署名は、調査請求が行われる日前60日以内に行われたものでなければならない。

(審査会の委員等)

第3条 和泉市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）の委員は、議員の政治倫理基準を公平かつ公正に判断しなければならない。

2 審査会の委員は、各会派から1名を選出し議長（議長が審査対象となる場合には副議長。以下同じ。）が委嘱する。

3 審査会に委員長を置き、委員の互選により選出するものとする。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第4条 審査会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長が決するところによる。

(会議の傍聴)

第5条 審査会の会議の傍聴については、和泉市議会傍聴規則（昭和55年和泉市議会規則第1号）の例による。

(調査請求書の受理後の手続)

第6条 議長は、条例第4条第1項の規定により市民から調査請求書の提出があったときは、直ちに選挙管理委員会に対し、調査請求した市民及びその代表者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認を求めるものとする。

2 議長は、調査請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該調査請求を却下するものとする。

(1) 調査請求書に、市民にあっては有権者である市民50分の1以上、議

員にあつては議員定数の2分の1以上の者の連署がないとき。

(2) 調査請求をすることができない対象についてしたものであるとき。

(3) 調査請求書の記載事項に不備があるとき又は調査請求書に資料の添付がないとき。

3 議長は、調査請求が前項各号のいずれかに該当する場合において、補正することができるものであるときは、同項の却下をする前に、調査請求をした市民又は議員の代表者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

4 議長は、第2項の規定による却下をしたときは、その旨を調査請求した市民又は議員の代表者に書面により通知しなければならない。

(公表等の方法)

第7条 条例第6条第5項の規定による調査報告書の要旨の公表については、和泉市議会報への掲載により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

(審査会の招集の特例等)

2 最初に行われる審査会の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、議長が行う。

様式第 1 号市民調査請求（第 2 条関係）

年 月 日

調査請求書

和泉市議会議員 へ

（調査請求代表者）

住所

氏名

印

和泉市議会議員の政治倫理に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり和泉市議会議員政治倫理審査会による調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる事由の該当条項
和泉市議会議員の政治倫理に関する条例第 3 条第 号
- 2 調査請求の対象となる事由の内容
- 3 調査請求の対象となる事由を証する資料
別添のとおり

（2 枚目）

調査請求者署名簿

和泉市議会議員の政治倫理に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、調査請求の対象となる事由を証する資料を添付して和泉市議会議員政治倫理審査会による調査を請求するため、有権者の署名を求めます。

年 月 日

（調査請求代表者）

住所

氏名

（3 枚目以降）

※ 和泉市議会議員が、選挙管理委員会に対し、私が選挙人名簿に登録されたものであるかどうかの確認を求めることについて、同意します。

番号	署名年月日	住所	生年月日	氏名	印	有権者であることの確認欄

様式第 1 号議員調査請求（第 2 条関係）

年 月 日

調査請求書

和泉市議会議長 あて

（調査請求代表者）

住所

氏名 ⑩

（調査請求者）

住所

氏名 ⑩

（議員定数の 2 分の 1 以上の連署）

和泉市議会議員の政治倫理に関する条例第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり和泉市議会議員政治倫理審査会による調査を請求します。

- 1 調査請求の対象となる事由の該当条項
和泉市議会議員の政治倫理に関する条例第 3 条第 号
- 2 調査請求の対象となる事由の内容
- 3 調査請求の対象となる事由を証する資料
別添のとおり